

意見書

平成 19 年 7 月 3 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

ページ	該当部分	意見
	総論	<p>(1) 活用業務制度に係る現状</p> <ul style="list-style-type: none"> - 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)は、活用業務制度により県間通信に係る業務等を提供していますが、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)第1条第2項、及び「NTT の再編成についての方針」(平成8年12月6日公表)の趣旨に鑑みた場合、NTT 東西の本来の業務範囲はあくまで地域電気通信業務等に限られるべきです。すなわち、活用業務は NTT 東西が地域電気通信業務等を営むにあたり余剰となる経営資源(設備若しくは技術又はその職員)を利用するもので、かつ公正競争に支障を与えるおそれがないことを明白に証明された場合に限り認可されるべきものであると考えます。 - しかしながら、活用業務制度の開始以降、当該制度に係る申請はすべて認可され、その結果 0AB-J IP 電話における県間通話の提供、地域 IP 網の広域化、NTT 東西間での IPv6 地域 IP 網相互接続等、県間通信に係る様々な業務等が提供され、NTT 東西はその本来の業務範囲を超え、広範な事業領域への進出を実現しています。 <p>このように、現状では NTT 東西の業務範囲規制が有名無実化されることに加え、NTT 東西の実質的な一体化が進行しており、言わば NTT 法が脱法的に運用されることによって、もともと不十分であった「日本電信電話株式会社の移動体事業の分離」及び「日本電信電話株式会社の再編成」(以下、「NTT 再編成」という。)の趣旨すら没却されているものと考えます。</p>

ページ	該当部分	意見
		<ul style="list-style-type: none"> - さらに、NTT 東西は中期経営戦略等に基づき、固定電話網から IP 電話網、メタルアクセスから光アクセスへの移行等を通じ、主要サービスの IP 化を図っているところですが、NTT 東西が、活用業務制度を利用し IP サービスを主要業務として営むことは、NTT 法第 1 条第 2 項に定める地域電気通信事業を営むという本来の目的との齟齬をきたし、そもそもの NTT 東西の業務範囲規制自体が機能しなくなることを意味します。前述のとおり、活用業務は地域電気通信業務等の余剰資源をもって営まれるべきものであり、IP 電話サービスや IP サービス等を活用業務制度により、主要業務として提供することは活用業務制度を脱法的に利用しているものと言わざるを得ません。 - この点に関しては、平成 19 年 2 月 14 日の NTT 社長会見※における「今、軸足が PSTN から IP 系の方に移ってきており、～活用業務の方がメインになりつつある」といった発言や、「活用業務というものの概念を取り払って、フリーにしろというような話になると、根源的な問題に入っていくので、そこまでは直ちに要求はしない」といった発言からも、NTT 自身が NTT 再編成の趣旨を形骸化させつつあること、及び本来は現行の業務範囲規制について根源的な見直しが必要であることを認識しているにも係わらず、現行制度下において如何に業務範囲規制を脱法的に切り抜けるかということを図していることが明らかであり、極めて問題であると考えます。 <p>※ http://www.ntt.co.jp/kaiken/2007/070214.html</p> <ul style="list-style-type: none"> - したがって、NGN に基づく IP サービスや、FMC サービスが主要サービスとなる IP 時代に向けて公正競争環境を確保するためには、NTT 東西のボトルネック設備(アクセス回線網)の構造分離又は実質的な機能分離といった措置を講じることが必要不可欠であり、そのためにも NTT グループに係る規制措置の抜本的な見直し議論の開始時期を可能な限り前倒しし、早急に着手すべきであると考えます。

ページ	該当部分	意見
		<p>(2) 市場支配力を有する NTT グループの連携について</p> <p>- 東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン(以下、「本ガイドライン」という。)では、NTT 東西が他の市場支配的事業者と連携して活用業務を行う場合、公正な競争を確保することに支障を及ぼすおそれが高いとしているところです。</p> <p>そもそも、NTT グループは 1 社独占の公社を成り立ちとしており、そのあまりにも強い独占性を是正するため NTT 再編成が実施されてきたところです。しかしながら、現在市場では B フレッツ販売時の OCN 推奨販売や、NTT ドコモの専売店における B フレッツと携帯電話端末(NTT ドコモ契約)のセット販売による割引等、NTT グループにおける連携の強化が加速しています。さらに、今後は NTT グループとして本ガイドライン改正案に記載されている NGN の構築・運用や、FMC サービスの提供等が想定されます。こうした NTT グループにおける連携は、事業者間の競争環境を歪める行為に他ならず、これらに係る共同設備構築・共同営業等は、NTT 再編成の趣旨に鑑み全て厳格に禁止されるべきものと考えます。</p> <p>例えば、本ガイドラインでは、NTT 東西における NTT ドコモとの FMC サービスに係る共同営業については原則禁止とされていますが、これだけでは不十分であり、その他の共同営業等についても禁止すべきことを明確化すべきです。具体的には、以下の措置が必要と考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① NTT 東西と NTT ドコモ相互間での共同営業については、原則禁止ではなく、例外なく禁止することを改正ガイドラインに明記すること。 ② NTT ドコモ側が主体となる FMC サービスに係る共同営業に関するガイドライン(電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号の禁止行為の具体化を含む)を策定すること。 ③ FMC サービス以外の NTT グループの共同営業について、詳細なガイドラインを策定すること。

ページ	該当部分	意見
		<p>- なお、平成 19 年 5 月 11 日のNTT社長会見※においては、「FMCについては、ドコモ側からのアプローチもあるし、固定側からのアプローチもある。現実に西日本が提供しているFMCもあれば、ドコモ側が提供しているFMCもある」との発言がなされており、NTTドコモ側からアプローチし、NTTドコモ側が主体となって提供するFMCも存在することが明らかになっています。したがって、NTT東西を主体としたガイドライン策定のみでは不十分であり、上記の措置を速やかに実施する必要があるものと考えます。</p> <p>※ http://www.ntt.co.jp/kaiken/2007/070511.html</p>
1 ページ	<p>I ガイドラインの目的</p> <p>(1) 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)第2条第5項の規定に基づき、総務大臣は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「東・西NTT」という。)による地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、東・西NTTが、地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の</p>	<p>- 活用業務の認可は、抽象的、一般的に判断されるものではなく、客観的な資料と、的確な指標に基づき判断されるべきものと考えます。また、活用業務の審査にあたっては、NTT 東西の有する市場支配力の影響の検証は不可欠であると考えます。本ガイドラインにおいてその趣旨を明確にするためにも、ガイドラインの根幹を成す「目的」の箇所について、以下のとおり修正することを要望します。</p> <p>【修正案】</p> <p>(1)日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号。以下、「NTT法」という。)第 2 条第 5 項の規定に基づき、総務大臣は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「東・西NTT」という。)<u>が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(以下「活用業務」という。)を営もうとする場合は、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないことが合理的に認められたときに限り、これを認可する。</u></p> <p>(2) 本ガイドラインは、活用業務の認可に関するNTT法の運用方針を事前に明確化することにより、<u>東・西NTTの計画する活用業務及び関連する業務が市場に与える影響を慎重に審査することを保証</u></p>

ページ	該当部分	意見
	<p>業務(以下「活用業務」という。)を営むことについて、認可をしなければならぬ。</p> <p>(2) 本ガイドラインは、活用業務の認可に関するNTT法の運用方針を事前に明確化することにより、行政判断の客観性・透明性の向上を図るとともに、関係事業者等の予見可能性を高め、もって電気通信事業の公正な競争の確保等に資することを目的とする。</p>	<p>し、行政判断の客観性・透明性・的確性の向上を図るとともに、競争事業者における予見可能性を高め、さらに東・西NTTの有する市場支配力が電気通信市場に影響を与えることを事前に防止することをもって電気通信事業の公正な競争の確保等に資することを目的とする。</p>
<p>1 ページ 脚注 2</p>	<p>2 活用業務に該当する電気通信業務には、東・西NTTが都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供を行うことのほか、都道府県の区域を越えて料金設定を行う場合が含まれる。県間通信に係る業務が県内通信に係る業務と不可分一体のものとして提供されることとなる場合においては、これら業務は一体として活用業務に該当する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西によって申請された活用業務が、県間通信に係る業務と県内通信に係る業務とが不可分一体な業務である場合、NTT 法第 2 条第 5 項に定める「おそれ」の有無を判断する際に、これらの業務全体での影響を検証することが不可欠であると考えます。よって、本改正内容に賛同します。 - なお、すでに認可がなされ、実施されている活用業務の中にも、実質的には県内通信と不可分一体な業務として提供されているにも係らず、県間通信に係る業務のみを取り出して活用業務として認可されているものが存在することから、これらの認可済み活用業務についても、今回修正されたガイドラインの定義に照らして、再審査、再認可の手續及び実施状況等の報告が実施されることが必要と考えます。
<p>1 ページ～</p>	<p>II 認可の申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> - NTT東西が認可申請を行う場合には、業務内容の詳細が明らかにされるとともに、当該業務の実施

ページ	該当部分	意見
2 ページ	<p>(1) 東・西NTTは、活用業務の認可の申請に当たり、次の資料を提出すること。</p> <p>① 業務の内容 ② 業務を営む理由 ③ 業務の開始時期 ④ 業務の収支の見込み ⑤ 活用する設備若しくは技術又は職員の概要 ⑥ 所要資金の額及びその調達方法 ⑦ 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置</p>	<p>により発生する影響、市場での効果等を明らかにする必要があるものと考えます。</p> <p>したがって、次のように本ガイドラインへの記載を追加することを要望します。</p> <p>【修正案】</p> <p>① 業務の内容</p> <p><u>業務の具体的内容、業務の関係者(相互接続する電気通信事業者、対象となる利用者等)、利用者との契約形態、契約内容(契約約款、料金等)、対象とする市場、業務提供に当たり関連する業務、その他市場に影響を与える要因に関する情報を含むものとする。</u></p>
2 ページ～ 3 ページ	<p>(2) 「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」の内容</p> <p>次のような場合には、東・西NTTが活用業務を営むことにより、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、東・西NTTの財務を圧迫し、地域電気通信業務等</p>	<p>- 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合として、①②の例示が記載されていますが、これらはいくまでおそれがある場合の一例であることを明確にすべきと考えます。よって、次のように修正することを要望します。</p> <p>【修正案】</p> <p>次のような場合等には、東・西NTTが活用業務を営むことにより、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p>

ページ	該当部分	意見
	<p>の遂行を困難にするおそれが生じる場合</p> <p>② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれが生じる場合</p>	
4 ページ	(2)「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の内容	<p>- 前述の通り、共同営業等の NTT グループの連携に関してガイドラインを速やかに策定し、その内容を「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当する事項の類型として本ガイドラインにも反映させることが必要と考えます。</p> <p>さらに、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」という。)は、すでに「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」に関して一定の類型を示したものであることから、本ガイドラインとの相互参照性を高め、双方のガイドラインにおける記述のさらなる明確化を図ることが適当と考えます。</p> <p>- 例えば、共同ガイドラインにおける下記の内容を、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号に係る具体的事例として、(注)における例示に追記すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P.36 第 3 の 3(2)イ の記述 「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと(電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号)。」

ページ	該当部分	意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・ P.38 第 3 の 3(4)イ(イ)①～③ の記述 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと(電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号)。 ② 自己の関係事業者に対して、料金その他業務の受委託に係る提供条件について有利な取扱いを行うこと(電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号)。 ③ 自己の提供する基本料に関して、自己の関係事業者が提供する割引サービスを再販する電気通信事業者のみに利用者に対する請求代行を認めること(電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号)。 <p>- また、本ガイドラインに関しては、「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」の内容において述べたのと同様に、①～③の内容は、おそれがある場合の一例であることを明確にすべきと考えます。よって、同様に記載内容を、「次のような場合等には」と修正すべきと考えます。</p> <p>- その上で、おそれがある場合の一例として P.4 2(2)の例示に、以下の追記を行うことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用業務を営むにあたり、東・西 NTT が NTT ドコモの商品・サービス取次を行う場合
4 ページ	(3)「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の審査	<p>- NTT 法第 2 条第 5 項に規定される「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の審査を適切に行うためには、競争セーフガード制度における検証の実施及び関係者における議論を待たずして、「NTT ブランド」の影響を考慮した上での審査を直ちに実施する必要があると考えます。</p> <p>- 具体的には、「NTT グループの事業者」と「それ以外の事業者」が同様のサービスを提供する場合の利用者の選好度をアンケート等で計った上、そのブランド力を定量的に測定し、審査の一要素とする</p>

ページ	該当部分	意見
		<p>といった方法が考えられます。</p> <p>- なお、英国においては市場支配的事業者である BT のアクセス部門を機能分離した際、「BT」のブランド力の大きさを考慮し、アクセス部門に対し別ブランド(“Openreach”)の使用を義務付けたという事実があり、日本においても既存事業者のブランド力の影響を十分に認識した上で、共通ブランドの使用禁止等の必要な措置を早急に講じるべきと考えます。</p>
4 ページ	(3)「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の審査	<p>- 本改正ガイドライン案とともに公表された、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の見直しにおける論点及び総務省の考え方(別添3)(以下、「別添3」という。)の14ページ(論点16)において、「活用業務が中長期的に市場全体に与える影響や、複数の活用業務が組み合わせられることによる影響については、(略)、少なくとも本ガイドラインに盛り込むことが適当であると認められる程度に具体的な指針・基準とはなっていないと考える。」とありますが、具体的な指針・基準となっていないことをもって、これらの検証を行わないというのは不相当と考えます。</p> <p>- こうした中長期的な視点や複数の活用業務の組み合わせによる影響を検証しない限り、実際の市場における競争環境への影響を適切に分析しているとは言えないものと考えます。仮に、中長期的な視点や複数の活用業務の組み合わせによる影響を判断基準に含めるのが現時点では困難とのことであれば、少なくとも事後的な検証を厳格に行うことを要望します。</p>
4 ページ	ア 東・西 NTT は、Ⅱ(1)に掲げる資料に基づき、活用業務を営むことにより電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼすおそれがないことにつ	<p>- Ⅱ(1)の①から⑦に掲げる資料のみならず、その他当該活用業務申請の説明に必要な資料の提出も、NTT 東西に対して義務付けることが必要と考えます。</p> <p>また、NTT 東西の主張の正当性・合理性を外部からも客観的に検証可能とするために、Ⅱ(1)の①から⑦に掲げる資料及び活用業務申請に係る資料について、原則として全て公開すべきと考えま</p>

ページ	該当部分	意見
	いて説明すること。	す。
5 ページ 脚注 5	5 地域通信市場における競争の進展状況の評価に当たっては、総務省において平成 15 年度より実施している競争評価の結果を可能な限り活用する。ただし、地域通信市場として、その新規性等により市場が十分に形成されていないものについての評価を行う際には、活用業務に関する市場への影響が必ずしも明確でないことから、特に慎重な評価を行う。	<ul style="list-style-type: none"> - その新規性等により活用業務に関する市場への影響が必ずしも明確でない市場について、特に慎重な評価を行うことは適当と考えます。 - なお、新規性等により市場が十分に形成されていない場合については、特に中長期的な視点での影響分析が不可欠であると考えます。
6 ページ	<p>③ 他の市場支配的な電気通信事業者との連携</p> <p>市場支配的な電気通信事業者である東・西 NTT が、活用業務を営むに当たって他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行う場合、その市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の審査を行う上で、市場支配的な事業者相互間の連携を問題視し、認可の判断の際にその連携の有無を考慮することは極めて妥当であると考えます。加えて、NTT グループにおける連携強化による競争環境への影響を検証するという観点からは、電気通信事業法第 31 条において禁止行為が定められる特定関係事業者との連携についても、同様に扱うべきと考えます。 - なお、この点について検証を行う際には、外部からの検証困難性を考慮すると、NTT 東西に徹底的な立証責任を負わせることが不可欠であると考えます。その上で、当該連携が競争上の問題を有さないことを NTT 東西が完全に証明できない限り、当該活用業務については不認可とすることが適当

ページ	該当部分	意見
	<p>な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがある。したがって、東・西 NTT の活用業務に係る認可の判断に当たっては、他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を考慮する。</p>	<p>と考えます。</p>
6 ページ	<p>b そのためには、競争事業者と東・西 NTT との間において、接続条件の同等性や、顧客情報へのアクセスの同等性を確保することなど、競争事業者が東・西 NTT と同様の業務を営む上で重要かつ不可欠な要素について、東・西 NTT 自身による利用と競争事業者による利用の同等性を確保するために必要な措置を東・西 NTT が講ずることが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - ここで言う競争事業者と NTT 東西間の同等性とは、NTT 管理部門に対する競争事業者と NTT 利用部門の同等性であるべきであり、このことをガイドラインにおいても明記する必要があると考えます。 - なお、弊社共としては、競争事業者と NTT 利用部門間の真の同等性を実現するためには、NTT 東西のアクセス網(アクセス回線網及び線路敷設基盤)に着目した構造分離又は実質的な機能分離が不可欠であると考えます(詳細については後述)。
6 ページ 脚注 7	<p>7 東・西 NTT が NTT ドコモと連携する場合のほか、東・西 NTT 間にお</p>	<p>- NTT 東西相互間における連携は、市場支配的な電気通信事業者間の連携であるばかりか、NTT 再編成の趣旨を実質的に形骸化するものであり、明らかに問題であると考えます。したがって、NTT 東</p>

ページ	該当部分	意見
	いて連携する場合が該当する。	<p>西間の連携を懸念としてガイドラインに明示したことは適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - なお、すでにNTT 東西間におけるIPv6 通信に関する活用業務等、NTT 東西が連携した活用業務が十分な検証がなされない中で認可されていることは問題であり、本規定に照らして再度認可の可否について詳細な審査を実施すべきと考えます。
7 ページ	<p>(4) 今後想定される具体的業務に関する基本的な考え方</p> <p>東・西 NTT から申請のあった業務については、上記(3)に掲げる考え方及び過程に従って「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の有無を審査するものであるが、今後想定される具体的な業務について審査を行う際の基本的な考え方は、別紙2のとおりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 今後想定される具体的業務に関する基本的な考え方をあらかじめ示すことは、政策の予見可能性を高めるという点で有用であり、別紙2の追加に賛同します。 - 現在、別紙2では「固定・移動融合(FMC)サービス」及び「次世代ネットワーク(NGN)」が挙げられていますが、その他に活用業務として想定される具体的業務が判明した場合には、随時別紙2に追加を行い、総務省の考え方を事前に示していくべきであると考えます。 - 一方で別紙2における記載の内容は、各項目に記載されている「公正な競争を確保するために必要な措置」を満たせば、NTT 東西がFMC や NGN を活用業務として提供しても問題ないと解釈できる記載になっていますが、こうした規定は適当ではないと考えます。例えば、FMC に関しては、NTT 東西とNTTドコモにおける別々の設備構築や、共同営業の禁止といった表面的な措置だけでは、NTTグループ連携をもたらす市場への悪影響を排除することは不可能であり、それぞれの市場における市場支配力によるレバレッジの相乗効果等、NTTグループによる一体的・共同的市場支配力行使が実際の市場に与える影響を広範囲に分析し、競争環境への真の影響がどのようなものであるかを検証する必要があると考えます。 - したがって、別紙2に記載する必要な措置はあくまで一例であることを明確化すべきであり、認可申請の審査を通じて追加的措置が明らかとなった場合には、それらも適用することをガイドライン上に

ページ	該当部分	意見
		明記すべきであると考えます。
7 ページ～ 8 ページ	<p>1 第三者からの意見聴取</p> <p>(1) 一般に、行政庁が申請に対する許認可等の処分を行うに当たり、「申請者以外の者の利害を考慮すべきことが法令において許認可等の要件とされているものを行う場合」には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない旨が行政手続法(平成5年法律第88号)に定められている(同法第10条)。</p> <p>NTT 法という特別の法律に基づく行政処分である活用業務の認可については、行政手続法第10条の規定は適用されない(同法第4条第2項)が、現時点で想定されない新たな業務が出現する場合等には、市場全体や利害関係を有する</p>	<p>- 活用業務制度は、NTT 東西の業務範囲を拡大するものであり、事業者間の競争に大きな影響を与える制度です。したがって、その審査は慎重になされるべきであり、原則、複数回のパブリック・コメントを実施することが適当と考えます。</p> <p>- なお、活用業務に係る事項(ガイドラインの改正、活用業務認可申請、実施状況報告等)も、本来は情報通信審議会や各種委員会等において、有識者からの見解を聴取すべき案件であると考えます。しかしながら、活用業務制度は NTT 法に基づくものということのみを理由に、現在はこのような手続きがとられていません。</p> <p>- 別添3の18ページ(論点21)には、「パブリック・コメントの手続とは別に有識者から意見を聴取する機会を設ける特段の必要性は認められない」とありますが、前述のとおり活用業務は事業者間の競争に与える影響が大きく慎重な検討が必要であるため、電気通信事業法に基づき NTT 東西が認可申請を行う各種案件と同様、総務省殿も述べているとおり「行政手続法の趣旨を踏まえ」、パブリック・コメントに加え有識者から意見を聴取する機会を設ける必要があると考えます。</p>

ページ	該当部分	意見
	<p>競争事業者に対しどのような影響を及ぼすこととなるかが必ずしも明確ではないことから、本件認可申請に対する処分に際しては、行政手続法の趣旨を踏まえ、軽微と認められる事案を除き、原則として競争事業者等の意見を聴く機会を設ける。</p> <p>(2) 意見の聴取に当たっては、パブリック・コメントを招請することにより対応する。また、類似の活用業務が過去に存在しない等の理由により、特に慎重な検討が必要と認められる場合においては、パブリック・コメントを複数回招請する。ただし、パブリック・コメントを招請する場合には、迅速なサービスの提供という利用者利便の向上の観点からの要請にも十分配慮する。</p>	
8 ページ	<p>2 標準処理期間</p> <p>(1) 総務大臣は、活用業務の認可の</p>	<p>- 活用業務制度は、NTT 東西の本来の業務範囲を超えて、例外的にサービス提供することを認可手続により認める制度であり、事業者間競争へ与える影響の大きさを考慮すると、標準処理期間を設</p>

ページ	該当部分	意見
	<p>申請を受けた後、原則として次の期間内に認可の可否を決する。</p> <p>① 軽微と認められる事案については、パブリック・コメントを招請せず、1か月以内</p> <p>② パブリック・コメントを1回招請する場合には、3か月以内</p> <p>③ 特に慎重な検討が必要と認められるため、パブリック・コメントを複数回招請する場合には、4か月以内</p>	<p>けず、徹底的に公正競争環境への影響を分析した上で、真に問題がないことが確認された場合に限り、認可する制度でなくてはなりません。</p> <p>- 今回、特に慎重な検討が必要と認められる場合の標準処理期間として定められた4ヶ月以内という期間は、標準処理期間としては短いと考えます。実際に複数回のパブリック・コメント等を通じ慎重な検討を行った場合、かなりの時間がかかるものと想定され、4ヶ月以内という標準処理期間の存在は、拙速な審査手続きに繋がる恐れがあると考えます。</p>
9ページ	<p>(2) また、活用業務の認可後においても、活用業務に関する市場において公正な競争が確保されているか、東・西 NTT による実施状況等の報告を踏まえつつ、その競争状況を引き続き注視していく。</p> <p>この点につき、総務省では、平成19年度より競争セーフガード制度を運用することとしており、同制度の運用の中で、認可に当たって付した条件の有効性・適正性を検証</p>	<p>- 競争セーフガード制度に基づく検証は、すでに認可済みの活用業務に係る認可条件の有効性・適正性及び公正競争確保のための措置の遵守状況についても実施されますが、特に営業面でのファイアウォール確保の状況及びそれに伴う実効的な措置の適正性を重点的に検証して頂きたいと考えます。</p> <p>- なお、営業面のファイアウォール措置については、外部からの検証が困難であることから、これらの検証に際しては、可能な限りの関連情報を提示させる等の措置により、NTT 東西に対して全面的な立証責任を負わせる必要があるものと考えます。</p>

ページ	該当部分	意見
	<p>するとともに、併せて東・西 NTT が公正な競争を確保するために講ずることとした措置の遵守状況を検証する。</p>	
9 ページ	<p>VI その他</p> <p>本ガイドラインは、改正ガイドラインの公表の日から運用することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 今回のガイドライン改正に伴い、すでに認可済みの活用業務についても、本ガイドラインに基づきあらためて審査を行う必要があるものと考えます。 - 具体的には、個別の認可済み活用業務毎に本ガイドラインに反している点がないか改めて検証し、反している点があった場合には認可の取り消し又は認可条件の追加等の措置を実施することが必要です。
10 ページ	<p>東・西 NTT が活用業務を営むために講ずべき措置 ～公正競争を確保するための 7つのパラメータ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 本ガイドライン 4 ページの「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の内容の項目において述べたのと同様に、公正競争を確保するためのパラメータとして、NTT 東西が講ずべき措置として共同ガイドラインにおける記載を明記することを要望します。
10 ページ	<p>1 ネットワークのオープン化</p> <p>さらに、活用業務を営むに当たり、東・西 NTT が第一種指定電気通信設備に係る接続約款の変更を予定している場合においては、当該変更の概要を作成し、開示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 活用業務の認可審査の対象として、認可後に NTT 東西が実施する予定の接続約款変更の内容を含めることは、競争事業者との同等性を確保するために不可欠な手続きです。したがって、NTT 東西に対し活用業務認可申請時に、予定する接続約款変更の概要の開示を求めることは適当であると考えます。 - なお、活用業務認可後に NTT 東西が実施を予定する接続条件等の変更については、接続約款の変更によるものに限らず(例:接続協定の変更等)、NTT 東西にその概要の開示を求め、総務省においては、その内容を当該業務認可に係る判断要素の一つとして含めるべきであると考えます。

ページ	該当部分	意見
11 ページ	<p data-bbox="383 288 808 320">4 営業面でのファイアーウォール</p> <p data-bbox="416 360 808 967">東・西 NTT は、独占的業務を通じて獲得した膨大な顧客情報や、接する情報を、活用業務に関する市場において用いる可能性がある。このため、競争事業者が東・西 NTT の活用業務と同様の業務を営む際に、当該情報を東・西 NTT と同等の条件で利用できないこと又は東・西 NTT が競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことにより、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保すること。</p> <p data-bbox="416 1015 808 1326">例えば、独占的業務において獲得した顧客情報について、電話帳に記載されているため他の電気通信事業者も利用可能である等、相当な理由があるときを除き、活用業務に関する営業活動に用いる等、当該情報の本来の収集目的以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="853 288 1980 408">- NTT 東西が子会社へ業務委託を行う等、NTT グループとして実質的な一体経営を指向する中、本ガイドラインにおいてファイアーウォールを確保すべき範囲を子会社まで拡大したことは適切であると考えます。 <li data-bbox="853 456 1980 632">- なお、営業面でのファイアーウォール確保については、最終的には NTT 東西の構造分離又は実質的な機能分離が必要と考えますが、当面は、ファイアーウォール確保のために実効的な措置が NTT 東西において採られているか否かについて、NTT 東西に全面的な立証責任を負わせた上で、総務省において厳格な検証を行って頂きたいと考えます。 <li data-bbox="853 679 1980 951">- また、別添 3 の論点 10 における総務省の考え方において、「固定電話の基本料の請求書に、新たなサービスに関するチラシ・申込書等を同封することにより、当該サービスの勧誘を行うことは基本的に適当ではないが、利用者の利便性維持の観点からサービス内容・料金等を周知することについては、これを禁止することは適切ではない」とされているところですが、独占的業務である固定電話の基本料の請求書に、活用業務を含めた新たなサービスに関するチラシ・申込書等を同封することは厳格に禁止すべき行為であると考えます。

ページ	該当部分	意見
	<p>の目的に流用されることを防止するため、顧客情報を厳格に維持・管理するための措置を講ずること。</p> <p>また、活用業務と既存のサービスのバンドルサービスの提供を行う際は、公正競争を阻害するおそれが生じないための十分な措置を講ずること。</p> <p>なお、東・西 NTT が活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合には、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアウォールが確保されることを実効的に担保すること。</p>	
11 ページ	<p>5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）</p> <p>東・西 NTT は、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を</p>	<p>- 内部相互補助を厳格に防止するための措置の一つとして、活用業務と独占的な既存の業務との間の会計分離を義務付けることに賛同します。その際、県間通信に係る業務と県内通信に係る業務が不可分一体な業務については、これら業務を一体として活用業務とみなし、県内通信に係る部分の再掲も含めて会計を分離するとともに、その詳細について公表がなされるべきであると考えます。加えて、本ガイドラインに基づく会計分離は、認可済みの活用業務についても同様に実施される必要</p>

ページ	該当部分	意見
	<p>分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすること。</p> <p>会計の分離に当たっては、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に準じた配賦計算により分計することを基本とすること。</p>	<p>があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - なお、不当な内部相互補助を防止するための措置としては会計分離で十分というわけではなく、例えばスタックテストに見られるような小売料金と卸売料金の比較等、多方面からの検証が必要であり、検証の結果として不明瞭な点が存在した場合の対応も含め、様々な角度からの監視措置を検討すべきと考えます。 - 現在執り行われている「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において、この点も含め会計制度全般に係る見直し議論が行われているところであり、活用業務に係る会計に関しても、同研究会の報告書を基にNTT東西に対して求めるべき内容を本ガイドラインに反映して頂く必要があるものと考えます。
11 ページ ～ 12 ページ	<p>また、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び営業費(顧客獲得に要する費用を除く。)の合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを客観的に検証可能とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 競争阻害的な料金で活用業務が提供されていないことを検証することは、公正競争環境確保のために必要不可欠であり、競争事業者においても当該料金の是非の検証が可能となるよう、客観的な形で各種データを公表するようNTT東西に義務付けることは適当であると考えます。 - なお、別添3の論点12における総務省の考え方にもあるとおり、IPサービス等、県内通信と県間通信が不可分一体となる活用業務等については、個別サービス毎の検証はもちろんのこと、関連するサービスを一体として検証可能とすることが必要であると考えます。例えば、光IP電話サービスの検証を実施する場合、光IP電話サービス単独での検証はもちろんのこと、フレッツサービス全体での検証を行う必要があると考えます。
12 ページ	<p>6 関連事業者の公平な取扱い</p> <p>活用業務を営むに当たり、東・西</p>	<ul style="list-style-type: none"> - NTT東西における、関連事業者の取扱いに関する公平性の確保のためには、コンテンツ提供事業者やISP事業者、及びその他の電気通信事業者等との提携条件の公表等のみでは不十分であり、

ページ	該当部分	意見
	<p>NTTが資本関係等を理由に特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことのないよう、東・西 NTTにおいて、コンテンツ提供事業者やISP事業者その他の電気通信事業者等との提携条件の公表等、関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めること。</p>	<p>NTTグループ各社の連携による共同営業については、NTT再編成の趣旨に鑑み、NTT東西とNTTドコモのFMCサービスに係る営業に限らず、全て厳格に禁止する必要があると考えます。</p> <p>- なお、共同営業の具体的事例としては、NTT東西の請求書へのNTTグループ他社の販促物同封や、NTTドコモの専売店におけるNTT東西のサービス販売等が挙げられます。</p>
12 ページ	<p>また、東・西 NTT が、活用業務を営むに当たり、他の市場支配的な電気通信事業者との連携によりサービスを提供することを予定している場合においては、当該連携の概要について明らかにするとともに、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築することや、排他的な共同営業を行わないこと等、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずること。</p>	<p>- 市場においては、量販店等におけるBフレッツ販売時のOCN推奨販売や、ドコモショップにおけるBフレッツと携帯電話端末(NTTドコモ契約)のセット販売による割引といった行為が散見されますが、これらは、NTTグループ各社が共同で、各代理店に対し自社グループ商品を強く推奨していることの現れであり、このような排他的な共同営業は、圧倒的な市場支配力を有するNTTを分離・分割したNTT再編成の趣旨に反するものであるため厳格に禁止するとともに、実際の営業の状況等を厳しく監視していく必要があると考えます。</p>

ページ	該当部分	意見
12 ページ	<p>さらに、競争事業者が東・西 NTT の活用業務と同種の業務を営む際に、東・西 NTT の保有する設備等の使用が必要不可欠である場合においては、東・西 NTT と競争事業者との間における時期の同等性を確保するため、東・西 NTT は、事前の情報開示等、活用業務を開始する時点までに競争事業者が東・西 NTT と同等の条件で同種の業務の提供が可能となるような環境を整備するための措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 現状では、NTT 東西が有するボトルネック設備の開放や各種情報の開示等が不十分であることから、時期に関する同等性も含め、NTT 東西と競争事業者との間の同等性は確保されていない状況です。このような状況において、NTT 東西の業務範囲を拡大するものである活用業務が認可されるべきではないと考えます。 - したがって、NTT 東西と競争事業者間における時期の同等性の確保のために必要な措置を、NTT 東西に求めるとする改正ガイドラインの内容は適当と考えます。
12 ページ	<p>7 実施状況等の報告</p> <p>東・西 NTT は、上記の 1～6 の各種措置の実施状況並びに活用業務の収支状況及び利用状況について、毎年、総務大臣に報告するとともに、これを公表すること。</p> <p>ただし、経営上の秘密に属する等の理由により、公表することが困難である事項については、申請の時</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 実施状況報告の内容等において開示が困難な事項について、その理由を含めて認可申請時に明らかにし、パブリック・コメントを通じた審査過程で議論を行うことは適当と考えます。 - なお、すでに認可されている活用業務については、十分に理由を審議されないまま非公開とされている報告事項があり、公正競争のための条件が十分に確保されているか否かの判断ができない状態です。したがって、過去に認可済みの活用業務において非公開とされている報告事項についても、本ガイドラインの趣旨に則り、NTT 東西において非公開とする理由を具体的に示した上で、その妥当性について審議すべきと考えます。 - なお、ガイドライン改正前に認可された各活用業務の実施状況等の報告についても、今後は改正ガ

ページ	該当部分	意見
	<p>点において当該事項を明らかにするとともに、その理由を具体的に示すこと。</p>	<p>イドラインに沿って実施されるべきであると考えます。</p>
13 ページ	<p>1 固定・移動融合(FMC)サービス</p> <p>(1) 活用業務認可が必要となる場合</p> <p>東・西 NTT が自らの固定通信業務を移動通信業務と組み合わせて提供する固定・移動融合(FMC)サービスについては、東・西NTTが都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行うこととなる場合においては、活用業務に該当し、総務大臣の認可を受けることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西が移動通信業務を提供することは、NTT 再編成の趣旨を没却するものであり、活用業務として認められるものではないと考えます。 - また、NTTドコモが主体となって FMC サービスを提供する場合に、特段の審査が行われることなく実施可能とすることは、NTTドコモが市場支配的な事業者であり、かつ電気通信事業法第 30 条に規定される禁止行為規制の対象事業者であること、及び移動体通信業務の分離の趣旨に鑑みると極めて問題であり、NTT ドコモによる FMC 提供に係る公正競争要件を定めたガイドラインを早急に策定すべきと考えます。
15 ページ	<p>(3) 公正な競争を確保するために必要な措置</p> <p>上記(2)を踏まえ、東・西 NTT が連携して NGN を構築し、又は NGN を利用したサービスを提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> - NGN の活用業務認可については、NGN 全体での包括認可を行うことは適当でなく、個別のサービス毎の認可申請とすることが適当と考えます。また、個別サービス毎の認可審査の際に、NGN 全体での公正競争を確保するために必要な措置についても逐次検討を行う必要があると考えます。 - また、NTT 東西以外の電気通信事業者が同等の条件で当該設備を利用可能とする必要があるとされていますが、前述のとおり、正確にはこれは NTT 管理部門に対する NTT 利用部門と競争事業者

ページ	該当部分	意見
	<p>において、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれが生じないためには、他の電気通信事業者との連携が実質的に不可能となる態様での連携によるネットワークの構築及びサービスの提供を行わないことが必要である。</p> <p>具体的には、東・西 NTT は、トランスポートストラタム及びサービスストラタムに属する設備等について、両者が別個に構築した上で業務を営むこと。</p> <p>これは、NGN の構築に当たり、東・西 NTT の一方が他方の保有する設備を利用することとなる場合においても、東・西 NTT 以外の電気通信事業者が同等の条件で当該設備を利用可能とする必要があることによる。</p>	<p>間の同等性の確保が必要ということであり、そのことを本ガイドラインにおいても明記すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 例えば、NGNにおいて OSU 共有が実現されないなど、アクセス網の開放が不十分である場合には、NTT 利用部門と競争事業者との同等性が確保されていないこととなるものと考えます。なぜなら、NTT 管理部門が真に NTT 利用部門と接続事業者を同等に扱っているのであれば、NTT 管理部門においては最も効率的なネットワーク構築・運用を行うとするインセンティブが働くため、ネットワークの稼働率を上げるべく OSU 共有を通じた 1 分岐単位での貸出しとなるのが当然の帰結であるためです。仮に、NGN におけるアクセス網の開放が、現行と同様に 8 分岐単位の貸出しとなるとしたら、それは、NTT 管理部門が利用部門のニーズ(NTT 利用部門の要望するスペック)のみを組み入れていることに他なりません。 - したがって、NGN において NTT 利用部門と競争するに足るサービスを競争事業者が提供可能とし、事業者間の公正な競争を促進するためには OSU 共有による 1 分岐単位での接続を実現し、NTT 管理部門に属するアクセス回線の接続における同等性を確保することが不可欠であると考えます。 - なお、この OSU 共有の問題は、NGN に限った問題ではありません。すなわち、既存の地域 IP 網においても同様に 1 分岐単位の接続を実現することが、FTTH 市場において NTT 東西と競争事業者間の同等性を確保し、公正競争環境を実現するために喫緊の課題であり、早急に 1 分岐単位での接続等のルール整備を行うべきです。
13 ページ	今後想定される具体的な業務に関する	<ul style="list-style-type: none"> - 総論でも述べたとおり、NTT グループにおける共同営業等は、事業者間の競争環境を歪める行為に他ならず、NTT 再編成の趣旨に鑑み、全て厳格に禁止されるべきであり、P.14 イ NTT ドコモとの共

ページ	該当部分	意見
	<p>る基本的な考え方</p>	<p>同営業の禁止 における記述は、以下のとおり修正すべきであると考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>上記連携によるFMCサービスの提供に当たり、東・西NTTは、原則としてNTTドコモとの共同営業を行わないこと。</p> <p>- なお、本ガイドラインによって規制されるのはNTT東西のみであるため、FMCサービス提供に係る共同営業禁止の実効性を確保するためには、NTTドコモに対する規制も必要です。具体的には、NTTドコモ側が主体となるFMCサービスに係る共同営業に関するガイドライン(電気通信事業法第30条第3項第2号の禁止行為の具体化を含む)の策定が必要と考えます。現に、FMCサービスに係る共同営業の布石として、ドコモショップにおけるBフレッツと携帯電話端末(NTTドコモ契約)のセット販売による割引が実施されていることから、早急に考え方を整理し、適切な措置を講じる必要があります。</p> <p>- さらに、FMC提供に係る共同営業に限らず、一般的なNTTグループの共同営業も禁止対象とすることを目的とした、詳細なガイドラインの策定が必要であると考えます。なお、当該ガイドラインの策定までの当面の間の措置として、共同ガイドラインにおいて、NTTグループ各社の禁止行為に該当する具体的事例の充実化等を図ることが必要と考えます。</p>
その他	<p>本ガイドラインの位置付け</p>	<p>- NTT東西とNTTドコモのFMC提供に係る共同営業に関しては、今回の改正ガイドラインにおいて原則禁止と明記されていますが、もともと、共同営業の在り方等も含め事業法及び独禁法上問題となる行為に関する一般的な考え方は共同ガイドラインに示されているところです。したがって、今回の改正ガイドラインにおける記述は共同ガイドラインの考え方を踏まえて、より詳細な記述を行ったものであること、及び改正ガイドラインに記述のない各種営業行為の是非は、引き続き共同ガイドライ</p>

ページ	該当部分	意見
		<p>ンに則して厳格に判断されることを明確にして頂きたいと考えます。</p> <p>- なお、共同ガイドラインについては、前述のとおり、NTT グループの共同営業に関する新たなガイドライン策定までの当面の間の措置として、禁止行為に該当する具体的事例の充実化等を図るべきであると考えます。</p>

以 上